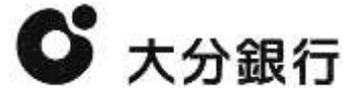


＜商品概要説明書＞



(2019年10月1日現在)

商品名	大分銀行でんさいサービス
ご利用いただける方	当行本支店に普通預金（一般口）または当座預金をお持ちで「大分銀行でんさいサービス」をお申しいただける法人先（国・地方公共団体・個人事業主を含む）
サービス内容	<p>「でんさいネット」とは、全国銀行協会が設立した（株）全銀電子債権ネットワークの通称です。電子記録債権（通称：でんさい）を手形に代わる新たな決済手段として、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設されました。お客さまは、当行を窓口金融機関として「でんさいネット」に対して（1）～（3）のサービスを利用することができます。</p> <p>（1）電子記録債権の記録請求（発生・譲渡・分割・保証・支払等・変更）。 （2）電子記録債権の記録事項等の開示。 （3）その他当行が定めるサービス（でんさい割引、譲渡担保）。</p> <p>・上記サービスを利用するには、別途、大分銀行ビジネスダイレクトまたは当行所定の書面での記録請求が必要です。 ・書面での記録請求を利用する方は、通知受信用としてFAXが必要となります。</p> <p>【イメージ図】</p> <p>①「でんさい」の発生 取引金融機関を通じ、でんさいネットの記録原簿に発生記録を行うことで「でんさい」を発生させます。</p>

	<p>②「でんさい」の譲渡 取引金融機関を通じ、でんさいネットの記録原簿に譲渡記録を行うことで「でんさい」を譲渡します。債権金額を分割した譲渡も可能です。（分割の場合、譲渡を伴わない分割のみはできません）</p> <p>③「でんさい」の支払 「でんさい」の支払期日にご利用口座から自動的に資金を引落とし、支払先の口座へ振込みが行われます。</p>																																																					
取扱店舗	全店・出張所（ローンプラザ支店およびわさだタウン出張所を除く）																																																					
ご利用口座	普通預金（一般口）、当座預金																																																					
ご利用時間	<p>(1) 大分銀行ビジネスダイレクトをご利用の場合 ・平日（銀行営業日）および土日／祝日 8：45～21：00 ※毎月第2土曜日および12月31日～1月3日、5月3日～5月5日は休止。 ※15：00～21：00は、予約での記録請求と開示のみとなります。</p> <p>(2) 書面による受付の場合（銀行窓口受付） ・銀行営業日 9：00～15：00 ※銀行窓口受付後、集中部署での代行登録となるため、記録請求等は余裕を持ってお申し出ください。</p>																																																					
手数料	<p>でんさいサービス手数料一覧（税込）</p> <p style="text-align: right;">金額単位：円</p> <table border="1" data-bbox="416 1037 1406 1912"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取引種別</th> <th colspan="2">1件あたり</th> </tr> <tr> <th>当行</th> <th>他行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生記録</td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>譲渡記録</td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>分割（譲渡を含む）記録</td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>保証記録</td> <td colspan="2">330</td> </tr> <tr> <td>支払等記録</td> <td colspan="2">330</td> </tr> <tr> <td>変更記録</td> <td colspan="2">330</td> </tr> <tr> <td>変更記録（書面受付）※1</td> <td colspan="2">2,200</td> </tr> <tr> <td>通常開示（書面受付）※1</td> <td colspan="2">1,100</td> </tr> <tr> <td>特例開示請求（書面受付）※1</td> <td colspan="2">3,300</td> </tr> <tr> <td>支払不能情報照会（書面受付）※1</td> <td colspan="2">3,300</td> </tr> <tr> <td>残高証明書発行・定例発行</td> <td colspan="2">1,650</td> </tr> <tr> <td>残高証明書発行・都度発行（書面受付）※1</td> <td colspan="2">4,400</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入事由に係る証明書（書面受付）※1</td> <td colspan="2">1,650</td> </tr> <tr> <td>中小企業倒産防止共済制度に係る証明書（書面受付）※1</td> <td colspan="2">1,650</td> </tr> <tr> <td>特定記録機関変更記録に係る通知書発行（書面受付）※1</td> <td colspan="2">5,060</td> </tr> <tr> <td>事務代行手数料 ※2</td> <td colspan="2">1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 基本手数料は、必要ありません。 (2) ※1は、事務代行手数料を含みます。 (3) ※2の事務代行手数料とは、書面で発生記録等の記録請求を受付した場合に、件数に関係なく1回分としてお支払い頂く手数料です。</p>	取引種別	1件あたり		当行	他行	発生記録	330	660	譲渡記録	330	660	分割（譲渡を含む）記録	330	660	保証記録	330		支払等記録	330		変更記録	330		変更記録（書面受付）※1	2,200		通常開示（書面受付）※1	1,100		特例開示請求（書面受付）※1	3,300		支払不能情報照会（書面受付）※1	3,300		残高証明書発行・定例発行	1,650		残高証明書発行・都度発行（書面受付）※1	4,400		貸倒引当金繰入事由に係る証明書（書面受付）※1	1,650		中小企業倒産防止共済制度に係る証明書（書面受付）※1	1,650		特定記録機関変更記録に係る通知書発行（書面受付）※1	5,060		事務代行手数料 ※2	1,100	
取引種別	1件あたり																																																					
	当行	他行																																																				
発生記録	330	660																																																				
譲渡記録	330	660																																																				
分割（譲渡を含む）記録	330	660																																																				
保証記録	330																																																					
支払等記録	330																																																					
変更記録	330																																																					
変更記録（書面受付）※1	2,200																																																					
通常開示（書面受付）※1	1,100																																																					
特例開示請求（書面受付）※1	3,300																																																					
支払不能情報照会（書面受付）※1	3,300																																																					
残高証明書発行・定例発行	1,650																																																					
残高証明書発行・都度発行（書面受付）※1	4,400																																																					
貸倒引当金繰入事由に係る証明書（書面受付）※1	1,650																																																					
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書（書面受付）※1	1,650																																																					
特定記録機関変更記録に係る通知書発行（書面受付）※1	5,060																																																					
事務代行手数料 ※2	1,100																																																					

<p>そ の 他</p>	<p>(1) 大分銀行ビジネスダイレクトのご利用について</p> <p>①大分銀行ビジネスダイレクトのご利用につきましては、別途申込が必要となります。</p> <p>②大分銀行ビジネスダイレクトを新規にご利用の場合は、別途基本手数料が必要となります。</p> <p>(2) でんさいを発生させ、支払期日に口座間送金決済による支払ができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客さまには、でんさいネットから原則として支払不能処分が科せられます。</p> <p>※支払不能処分とは、手形取引における不渡処分と同様の処分となりますのでご注意ください。</p> <p>(3) お申込みに当たっては、当行所定の審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。</p> <p>(4) でんさい割引または譲渡担保につきましては、別途当行と融資取引に関する契約をお申込みいただく必要があります。また、審査の結果によりご希望に添えない場合もあります。</p> <p>(5) お申込みからご利用開始までには、約4週間程度の日数が必要な場合がありますので、あらかじめご了承下さい。</p>
<p>サービス内容についての照会先</p>	<p>(1) 大分銀行でんさいサービスに関するお問い合わせ</p> <p>「大分銀行でんさいヘルプデスク」(平日9:00~18:00)</p> <p>フリーダイヤル: 0120-849-606</p> <p>※ヘルプデスクは、土日/祝日はご利用できません。</p>

以上